

白 都 審 第 2 号
令 和 8 年 7 月 9 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市都市計画審議会
会長 北原 理雄



白井市都市計画審議会への諮問について（答申）

令和6年1月29日付け白都第166号で諮問のあった「白井市景観とみどりの基本計画（案）」及び「（仮称）白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例（案）」について、概ね妥当であると認める。

なお、市は計画を推進するに当たっては、下記事項に配慮されたい。

記

1 本計画の推進に当たっては、基本理念である「魅力的な地域資源をみんなでつなぐ もっと豊かに笑顔あふれるしろい」の実現に向けて、多様な主体と連携を図りながら、景観とみどりのまちづくりに関する施策及び取組が継続的かつ効果的に実施されるよう、必要な推進体制の整備に努められたい。

2 良好な景観形成のための行為の制限について、市民や事業者に対して届出対象行為と景観形成基準の内容を具体例などにより分かり易く示したガイドライン等を作成し、周知に努めること。

また、景観形成基準は、勧告や変更命令の基準となるものであることから、例示などにより明示的に示すとともに、定性的な基準についてはその解釈や運用の考え方を整理したガイドラインを作成し、運用開始前までに関係者間で共有し、審査事務の円滑化と適正な運用に努められたい。

